

「町田市住みよい街づくり条例」改正に係る

パブリックコメント実施結果

2021年11月

町田市都市づくり部地区街づくり課

「町田市住みよい街づくり条例」改正に係る

パブリックコメント実施概要

「町田市住みよい街づくり条例」改正案について、以下のとおり市民の皆さまのご意見を募集しました。

1 意見の募集期間

募集期間 2021年9月15日（火）から2021年10月14日（木）まで

2 意見募集の方法

◆ 以下の施設での資料閲覧・配布

地区街づくり課（市庁舎8階）、市政情報課、広聴課（市庁舎1階）、各市民センター、各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、男女平等推進センター（町田市民フォーラム3階）、生涯学習センター

◆ 町田市公式ホームページに、町田市住みよい街づくり条例改正パブリックコメント資料を掲載

◆ 「広報まちだ」（2021年9月1日号）にパブリックコメント実施予告を掲載

◆ 「広報まちだ」（2021年9月15日号）にパブリックコメント実施概要を掲載

3 寄せられたご意見の件数・内訳

電子メール、ファックス、郵送等を通じて、23名の方から、51件のご意見をいただきました。ご意見の項目別の内訳は以下のとおりです。

A 条例全般に関するご意見	14件
B 「街づくりプロジェクト」に関するご意見	5件
C 「まちビジョン」に関するご意見	9件
D 「早期周知による街づくり」に関するご意見	3件
E その他のご意見	20件

ご意見の概要とそれに対する市の考え方は、次ページ以降をご覧ください。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は項目ごとに整理し、要約して掲載しています。

<ご意見の概要と市の考え>

No.	ご意見の概要	市の考え方
A 条例全般に関するご意見		
1	<p>今まで、都市づくり部主管で行う町田市の都市整備に関する市民の知見を、市政運営の参考にするとのことで進められてきたと思うが、法的な問題や予算的な問題も多く、なかなか市民の意見が通らないことに失望してきたとの実感が強く、モチベーションも上がらない状況が続いている。</p> <p>今後の改定に必要なポイントは、ここにあるはずである。</p>	<p>新たに定める地区の将来像「まちビジョン」は、地区の住民や活動団体等と市が協働で策定し、策定後は町田市都市づくりのマスタープラン※（以下、「都市づくりのマスタープラン」という。）の一部として位置付けます。これにより「まちビジョン」は、市の都市づくりの方針となり、市民等との協働の街づくりをさらに推進してまいります。</p>
2	<p>町田市都市づくりのマスタープランの中に「まちビジョンの策定」を加えられました。地域住民、地区内で活動する団体」と市が協働で話し合うとあります。これまでどのくらい多くのワークショップや未来を語る会などで議論をしてきたことでしょうか。しかし一向に話されるだけで立ち消えていきます。</p>	<p>※「町田市都市づくりのマスタープラン」とは、「都市計画」「交通」「住宅」「みどり」の4つの分野を統合した、市の総合的な都市づくりの方針です。（2022年3月に策定予定）</p>
3	<p>今回の改定構想については、市の長期の構想の中で、行政の至らない部分を市民の善意で埋めることを前面に出していることを実感している。まちをよくすることは、市の専管事項ではなく、市民との協働によってなされるものであることは当然である。しかし、地域の問題に市民の意見を真摯に配慮する姿勢が、市当局にあって初めて力が結集できるが、最近の動向はむしろ逆向きであるとの印象がぬぐえない。</p>	<p>本条例は、市民、事業者、市が協働し、お互いの責任や責務を尊重しながら、住みよい街づくりを実現するために定めるものです。</p> <p>今回の改正では、市民等との協働の街づくりをさらに発展させるために、地区の課題等も踏まえた地区の将来像「まちビジョン」を地区の住民等と市が協働で策定することといたしました。</p>
4	<p>この構想は、市民協働、福祉、経済観光、教育など分野が多岐にわたっており、都市づくり部の立場から先頭を切って推進できるとは思えない。部門をまたぐ横断的な部署（例えば企画政策、市民協働）か、あるいは横断的な協働体制として定着させなければ成果が出ないと思う。都市づくり部がソフトの部門を強調</p>	<p>今回の改正は、近年の市民等の街づくり活動の変化を捉えて、これまでの地区計画等のルールづくりにとどまらず、ソフトを含む街づくり活動も条例の対象といたしました。</p> <p>よって、条例の運用にあたっては、他部署とも連携し、ソフトを含む街づくり活動の実現を図ってまいります。</p>

	した条例に改定することには慎重であるべきだと感じる。	
5	都市づくりは建設部門との連携強化を願う。特に、 (1)道路の在り方、建築に関する市独自の条例づくり（高さ制限による日照と風道の調整、ワンルームマンション建設による地域の連帯の希薄化） (2)バスベイの用地確保による渋滞の解消 (3)道路と建物間にゆとり空間の確保 (4)乱立するコイン駐車場の規制（緑と休憩場所の設置義務化） (5)自動販売機の規制（清掃の義務化）、道路に散乱するごみ対策 (6)ユニバーサルデザインによる街づくり (7)緑を残すゆとりのある土地利用の推進（田園都市づくり） を推進してほしい。	条例の運用にあたっては、必要に応じて他部署との連携を図ってまいります。ご意見にある個別具体の施策や事業につきましては、今後の参考とさせていただきます。
6	「町田市都市づくりのマスタープラン」（以下、MP）と「町田市住みよい街づくり条例」で規定される「まちビジョン」との関係が良くわからない。 両方とも、理念や考え方を記載したものと受け止めたが、地区の将来像を示す「まちビジョン」に地区の目標、計画があり、これらはMPに位置付けるとの記載がある。MPは町田市全体に関して記載したものかと思ったが、個々の地区の「まちビジョン」まで細分化された記述があると、ややこしいし、仮に「まちビジョン」の改定があったときに、MPまで改定することになりかねない。「『まちビジョン』の一部は、MPに位置づけ、町田市が定める地区の街づくり方針とします」とあるが、逆で、MPに沿った形での「まちビジョン」の策定、ではないか。	「都市づくりのマスタープラン」は、「ビジョン編」「方針編」「コンテンツ編」の3編構成となっており、「ビジョン編」「方針編」は市全体の都市づくりの方針を、「コンテンツ編」はより小さな「地区」や「拠点」ごとに描いた都市づくりの方針を示すものです。 「まちビジョン」は、「都市づくりのマスタープラン」の「ビジョン編」「方針編」を実現するために、今後、策定するもので、策定後は「都市づくりのマスタープラン」の「コンテンツ編」に、随時位置付けていくものです。（変更も同様です。）
7	策定済の「地区街づくりプラン」について、「目標・方針」等をMPに位置付けるとある。策定済の「地区街づくりプ	策定済みの「地区街づくりプラン」の目標・方針等を踏まえて、「都市づくりのマスタープラン」を策定します。

	ラン」の「目標・方針」等に沿ったものとして今回のMPが制定されるのだろう。「MPに位置づけられる」とどういいうメリットがあるか、良くわからない。	「都市づくりのマスタープラン」に位置づけることにより、「地区街づくりプラン」は、地区レベルの市の都市づくりの方針となります。
8	現行の「街づくり推進地区」は、「建物や敷地に関するルールは継続します」とある。条例改正後、策定済の「地区街づくりプラン」は継続して存在し、有効と考えてよいか。(冊子には、「変更や廃止は可能」とのみ記載されている)	既に策定した「地区街づくりプラン」は、これまで通り継続して運用してまいります。
9	本条例の改正に関する、パブリックコメントの募集は、多くの市民の意見が反映されることから大いに賛成出来ます。改正するにあたっては、なぜ改正をする必要があるのか、また現在の条例と改正後の内容の違いを具体的に住民に分かりやすい説明が必要であると考えます。しかし、町田市の広報誌及びパンフレットによる情報だけでは、市民は適正な判断が出来ません、パブリックコメント募集を実施したので問題は無しということにはなりません。町田市と市民の間に条例に対する考え方、進め方について、大きなズレがあるように感じます。	これまでの条例では、主に地区計画等のルールづくりを支援してまいりましたが、近年の街づくり活動はこうしたルールづくりにとどまらず、より広範な街づくり活動が展開されています。こうした市民の街づくり活動の変化を的確に捉え、市民等の街づくりへの意欲を本条例で支えるために、改正するものです。改正後は、①条例が対象とする街づくりの範囲を、これまでより拡大します。②地区の住民等から市へ提案いただいていた「地区の将来像」を、地区の住民等と市の協働でつくることに改め、策定した「地区の将来像」(「まちビジョン」)は「都市づくりのマスタープラン」へ位置づけます。③従前の「早期周知の街づくり」の規定に、大規模土地取引前に売主から市への届け出を義務付ける手続き等を設けました。
10	本条例は2004年(平成16年)に施行されてから18年が経過しています。現在までに8地区の街づくり団体が街づくりプランを制定していますが、未だ強制力のある地区計画への移行は一件も実現しておりません。地区街づくりプランの策定・運用にも多くの不具合が発生しています。そのしわ寄せが住民に及んでいます。住民は話し合いにも応じてもらえず、地域が分断され、対立を生んでいがみ合っ	現行の条例に基づき、これまでに11の「地区街づくり団体」と2つの「街づくり市民団体」が生まれ、8つの「地区街づくりプラン」を策定し、地域や地区の特性を活かした個性ある街づくりを展開しています。一方で、「地区街づくりプラン」の策定後に区域内の住民間の一部で意見の相違があることは認識しており、これを踏まえて今回の改正では、市が地区の住民等と共に、地区の将来像「まちビジョン」

	います。これでは、緊急時に住民相互で助け合うことなどとても出来ないでしょう。	をつくるプロセスへといたしました。
11	町田市は、条例を制定して終わりではありません。趣旨を十分理解し住民のためとなるよう指導・管理・監督する責務があります。 住民のための良い条例を制定することに異論はないが、問題が繰り返されないよう、合理的・常識的な条例の制定とその運用が必要である。	条例改正後も適切に運用を図ってまいります。
12	市役所の各部署との調整や他のグループとのつなぎはもとより、活動に関する金銭的な支援を、この条例改正で大いに期待しています。	本条例では、活動に対して金銭の補助は行いません。「街づくりプロジェクト」と「まちビジョン」に係るアドバイザー派遣を本条例の支援としております。
13	条例が支援する“街づくり”の対象を「多様な街づくり活動」へ拡大することは活動の現状にあったものであり、今まで以上の支援をいただけるものと期待します。	また、条例とは別に、情報発信・他部署との調整・既存の補助金制度の紹介等を行う予定です。
14	本地区では、まちづくりランドデザインを計画策定、地元まちづくり協議会だけでなく自治会町内会連合会などとも広範にコンセンサスを得ながら、市と協働のまちづくりを進めています。 是非とも、この本地区のまちづくり活動が、市の住民による街づくりリーディングプロジェクトとして、新たな条例に組み入れられますようお願いいたします。	本条例に基づき、「街づくりプロジェクト」を行うことや、地区の将来像「まちビジョン」の策定をお考えでしたら、市へご相談ください。
B 「街づくりプロジェクト」に関するご意見		
15	街づくりプロジェクトには、「一般型」と「街並み形成型」の2つが用意されている。活動内容が異なるので、同一地区で、両方の街づくりプロジェクトの認定を受けることがあると理解した。 当地区では、地区街づくり団体が空家の情報を把握し、植木・雑草の繁茂などをチェックし、必要に応じて所有者に環境維持のお願いをしている。空家環境の	本条例における「街並み形成型街づくりプロジェクト」は、「地区計画」や「建築協定」「景観協定」など、地区内の土地や建物に関するルールの作成や運用についての取り組みを指します。 また「一般型街づくりプロジェクト」は、「街並み形成型街づくりプロジェクト」以外の街づくりに関する取り組みです。

	<p>維持・改善が活動の柱であり、「地域の居場所・つながりづくり」ではないため、「一般型」ではなく「街並み形成型」プロジェクトでの活動に近いと考える。</p> <p>参考までに記載した。</p>	
16	<p>尾根緑道を起点にした『グリーン&フラワー・ライン』自動運転バスの走行システムを構築する。尾根緑道を起点とした自動運転バスの走行システムを作り橋本駅、多摩境駅、小田急線新駅を結ぶ実証運転をしながら、町田市のグリーン&フラワー資産である、ぼたん園、ダリア園、薬師池公園、ウェルカムゲートなどの施設へと走行させる計画を推進するためのグループを立ち上げたい。</p>	<p>本条例では、地区資源を活用して地区の魅力を高める活動を「街づくりプロジェクト」として認定し、アドバイザー派遣の支援を行います。</p> <p>本条例の活用をお考えでしたら、市へご相談ください。</p>
17	<p>尾根緑道を起点したグリーン&フラワー・ライン自動運転バスの走行システムを推進する。町田市は、数多くの緑地とぼたん園、ダリア園、薬師池公園、ウェルカムゲートなどの公園、施設を有する。この町田の資産を、活かし発展させるプロジェクトを尾根緑道を起点として推進させたい。</p>	
18	<p>一般型街づくりプロジェクトについて、認定内容が「活動内容が「都市づくりのマスタープラン」に整合している」と記載がありますが、都市づくりのマスタープランに記載されていない内容以外も認定対象の枠を広げて頂きたいです。</p>	<p>「都市づくりのマスタープラン」の目指す都市づくりの方向性に沿うものであれば、本条例に基づく「街づくりプロジェクト」として認定を受けることができます。</p> <p>本条例の活用をお考えでしたら、市へご相談ください。</p>
19	<p>まちづくりプロジェクトとして申請するための、具体的なやり方(目的、エリア設定、メンバー構成、活動スケジュール等々)のまとめかたについて、アドバイザーを派遣していただくような方策を是非設定していただきたい。何と云っても、プロジェクトを立ち上げるのが最もむずかしいことはご理解いただけたと思います。これは従来活動をしてきた団体が活</p>	<p>本条例に基づく活動をお考えの場合、まずは市に相談いただき、具体的な進め方や方法等の方向性をお話しすることを想定しています。</p> <p>本条例の活用をお考えでしたら、市へご相談ください。</p>

	動を見直す場合も同様です。	
C 「まちビジョン」に関するご意見		
20	町田市の市境は、一部の山間部を除き都市化が進み、隣接自治体の街並みが連続しているケースが多い。まちビジョン作成の際には、隣接自治体のまちづくりの方針と整合を図るか、こちらの動きにむしろ巻き込む形で進められればよい。隣接自治体の市民の方は、住まいは別でも、買い物、教育、医療、交通などの面で町田市にも関わり合いがあるので、広域的な検討を試みてもいいのではないか。	本条例に基づく「まちビジョン」の策定は、市域のみで策定いたしますが、策定にあたっては、地区及び地区周辺の状況等や隣接する自治体の計画等も踏まえながら進めてまいります。
21	都市づくりマスタープランは、抽象的で具体性に乏しい。今後策定される「コンテンツ編」では地域住民や地区まちづくり活動団体の意見を出来るだけ尊重してもらいたい。	「都市づくりのマスタープラン」の「コンテンツ編」に位置づける「まちビジョン」については、地区の住民や活動団体等の意見を尊重して策定を進めてまいります。
22	「まちビジョン」を策定するタイミングはいつになるのか、という疑問がある。地区の将来像となると、議論が重く、住民の賛同を得る活動にはすぐには結び付きにくい気がする。	本条例に基づく「まちビジョン」は、地区の住民等の皆様からの申し入れや、地区の状況等を踏まえて市からの提案により策定していくことを想定しています。また、「まちビジョン」案の検討を開始する段階では市が検討メンバーとして加わることで、「まちビジョン」の策定区域の方々からのご理解・ご協力を得つつ、スムーズな検討作業となるよう努めてまいります。さらに「まちビジョン」案の検討にあたっては、「まちビジョン」の「テンプレート」(ひな形)の活用や、市が派遣する街づくりの専門家「街づくりアドバイザー」のアドバイスなどにより、検討に参加いただくメンバーの方へ過剰な負担がかかることのないよう努めてまいります。
23	地区住民や地区内活動団体等が「まちビジョン」を策定する場合、専門的・技術的な助言を行う「街づくりアドバイザー」を派遣するだけでは不十分で、これらの団体等の会議に参加し、意見を集約	「まちビジョン」案の検討にあたっては、現行の条例に基づく「地区街づくりプラン」案の作成方法とは異なり、案を作成する区域内で地区の住民等が「やりたい」「やり続けたい」活動から、街づ

	し、市と調整したうえで「まちビジョン」として文章化するなどのコンサルタント業務の派遣が必要である。地区住民や地区内活動団体等の多くは、意欲はあっても、こうしたノウハウが不足しているため、自分たちの力だけで「まちビジョン」としてまとめるのはハードルが高いと考える。	くりの専門家である「街づくりアドバイザー」がファシリテーターとなり「地区の将来像、「まちビジョン」(目標や方針等)をつくり上げます。また、「テンプレート」(ひな形)を用いるなどにより、検討に参加いただくメンバーの方へ過剰な負担がかかることのないよう努めてまいります。
24	まちビジョンの策定は、アドバイザーの支援があるとのことだが、専門知識だけでなく、具体的に意見をとりまとめて文章として作り上げるなどの作業にも支援が必要だと思う。地区住民や地区内の活動団体等が策定に向けて会議を行っていても、非効率で一向にまとまらないことも多いような気がする。	
25	地区が隣接する地区住民や地区内活動団体が、それぞれ「まちビジョン」を策定しようとする場合、お互いに整合性を持たせた方が良い事例もあると考えられる。市がそれぞれの団体にとって、より良い成果が得られるよう調整役を果たすことも必要である。	「まちビジョン」の策定にあたって、隣接する区域同士の整合性の確認や調整等は、市が策定区域の検討メンバーへ情報提供を行いつつ、案の作成を進めていくことを想定しております。
26	道路の計画が存在することで、本地区の「まちのビジョン」が策定できません。地区の真ん中を十文字のように分断し通過道路になります。これまで行政のトップは「できるわけがありません」と言いながら方策をつくりません。この幹線道路があるゆえにこの地域のビジョンがつかれないと考えています。商業地域だけの拡幅をしたら後の入口の部分の道路計画は撤廃すべきと考えます。	道路事業が、まちへ及ぼす影響については理解いたします。一方、事業化に至るまでには多くの時間を費やすことも想定されます。道路事業を見据えつつ、段階的なまちづくりを進めていく手段として、本条例の「まちビジョン」を活用いただくことも考えられます。「まちビジョン」は、地区の状況に応じて、地区の住民や活動団体等の発意のもと、地区の方々のご理解・ご協力を得れば変更することも可能となっています。
27	駅前の町の玄関を一法人の視点ではなく、広くビジョンを策定する機会を地域社会にも開放する仕組みを作りたいと考えていますので、行政も応えてもらいたいと考えます。	本条例に基づく「まちビジョン」の検討にあたっての参加メンバーは、地区の住民や活動団体をはじめ、地区で活躍する様々な方々で構成することを想定しています。

28	まちビジョンには「都市づくりマスタープラン」により位置づけられているが市民がこれの係わる役割が明確でなく、建築行為等のビジョン反映は当然のことだが都市整備に於ける市民との意見交換や提案できる仕組みが必要です	「まちビジョン」が策定された区域の住民は、当該「まちビジョン」の実現に向けた主体的な街づくりを推進するものとしております。 市が進める都市整備での市民との対話の場については、事業の規模や影響範囲に応じて、適切な時期に事業担当部署において行ってまいります。
D 「早期周知による街づくり」に関するご意見		
29	大規模土地取引段階における街づくりについて、5000㎡以上の土地取引についての手続きは評価できますが、私が経験した事例では現状での土地規模を「早期周知」のかからない様土地を分割し複数の事業者計画に委ねるということもありました。この項では、一体の該当する大規模土地について分割しても連担する土地利用として捉えた考え方が必要です。	本条例の対象となる大規模土地は、一体的に利用できる連続した土地としておりますが、敷地の形状などによって様々なケースが想定されるため、案件ごとに個別対応してまいります。
30	開発等構想段階における街づくりについて、「市民と事業者」の協議を土地利用計画段階から実施できる仕組みは評価出来るが、開発以外に関係する「早期周知」(建築行為)についても計画段階で「市民と事業者」の協議が必要です。	従前の条例と同様に、1ヘクタール以上の開発行為のほか、延べ面積3,000㎡以上、又は、集合住宅で50戸以上の建築行為は「市民と事業者」との協議の対象となり、今回の改正により構想段階から実施できる仕組みとしてまいります。
31	P.6に記載されている事業者を行政に読み替えたシステム(⑤⑥該当)を作ってくださいでしょうか。 また、その場合の市民は担当地区や近隣住民のみだけではなく、市民が誰でも行える事を希望します。	市の行う事業については、事業の規模や影響範囲に応じて、事業担当部署において適切なタイミングで市民の皆様とお話をしてまいります。 本条例の対象は、個別の建築物に係る構想としていることから、その周知の対象範囲は、原則、関係住民等としています。
E その他のご意見		
32	「都市づくりマスタープラン」に於ける基盤整理は景観資源(樹木など)が犠牲になるケースがでてくると思われるのでそのようにならぬよう樹木等を代表する景観資源が共存する知恵を市民・行政が出し合う仕組みを考える必要があります	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

33	<p>町田市に大学病院並の大規模病院を誘致してほしいです。</p> <p>市民病院のみで医師の確保にも事欠くような状況です。</p> <p>コロナ禍に於いて、近隣の市に頼るばかりではなんとも心もとない限りです。</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
34	<p>山崎、七国山、函師、小山田、小野路地域について</p> <p>緑は総量維持、市街化調整等で網を被せられた所についても、歩道、広場の整備を希望します。安全で明るい、皆が健康に役立つ散歩道として必ず作ってください。</p>	
35	<p>本地域の内でも町内会でキチンとした会館を作るようにしています。地域の中に公園緑地が有るのですが、その中に作れないでしょうか？町づくり、町づくりと言ってはいますが、今現在コロナウイルスの為に会館プレハブが有るのですが使えなく、もう一年半になり、近くの会館を使用しております。</p> <p>何か良い意見有りましたら御知らせください。</p>	
36	<p>地区内にたくさんある公園や広場、緑道などのオープンスペースをもっと活用すべきとは思いますが、「ボール遊びをはいけません」「スケボーをはいけません」「犬を入れてはいけません」などの制約のあるスペースが多いように思います。</p> <p>制約ばかりを設けて締め付けるのではなく、別の公園や広場にボール遊びやスケボー、犬を遊ばせることができるスペースを作る、そして利用する我々一人一人が最低限のマナーや譲り合い精神をもつということを啓蒙していくことが大事なのではないでしょうか。</p>	
37	<p>当該地区のまちづくり整備計画の内容を見ると「まちづくり会議」を立ちあげ、</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>地域のエリアマネジメントを進めていくという内容です。町田市がパブリックコメントを行っている「(仮称)町田市地域ホットプラン」でいう本地区の未来ビジョンとなるものですか。私たち協議会は、自治会ではありませんが、地域ホットプランの「地域のやりたいをかなえ続けるプロジェクト」に参加したいと思います。</p>	
38	<p>いのちを軽視しないまちづくりを求めます。</p> <p>条例案：ペットショップ内において、少なくとも月に1度、保護団体の譲渡会を開くことを義務付ける。(この保護団体はペットショップとの繋がりのない登録団体とする。)</p>	
39	<p>住民の一大事業(活動)を成し遂げる上でも、行政の援助支援無くして出来ません。町田市と住民協働事業と位置づけ以下の当面要望を列挙しました。</p> <p>① 個別活動を支援とある限り助成金?や公園管理者への要望交渉を代行してくれますね。</p> <p>② 池浄化は長い年月が掛かります、現状行なっている機器メンテナンス費用は公園管理者にお願いすることになりますね。</p> <p>③ かい堀(浚渫)実現に向けての所内折衝をお願い致します。</p> <p>④ かい堀後、池に光が十分差し込む環境条件整備(池の周りの高木伐整備)。</p> <p>⑤ 親水公園に相応しい改良工事など(子供たちが水に親しめる栈橋整備)。</p> <p>⑥ 池の風景(東・西両岸の水草など)を復元。</p> <p>⑦ 災害時の水確保と同時に溜池に水の流れを・・・自噴?井戸設置。</p> <p>③ 排水(水門)調整できる設備に改良?改修して欲しいです。</p> <p>③ その他</p>	

	池浄化で地域に親しめる公園のもつ魅力は、昔に近い緑と澄んだ池環境は多くの住民に受け入れられると思います。	
40	<p>何をやるにも予算（金額）が問題です。そこで私が思うのは、まず交通問題です。今リアモーター問題はトンネル掘りをしています。そこでこの後、モノレール、小田急線沿線問題に話はなっていますが、まず小田急線唐木田より、神奈川県上溝までの工事をやって下さい。一つでも早く着工して下さい。私も話しを聞くがもう年がないのです。見るか乗るか出来ないでしょうか？</p> <p>話しですがモノレールは、地域代表の（衆、参、都、市）各議員さんが50年越しの御題目を唱えてまだ引けません。結論は？都市モノレールは話しによると2030？になる。先方の話だけでは駄目です。何とか早く引いてもらえる様お願い申し上げます。</p>	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
41	<p>グランベリーパークが新装され南町田駅も新しくなり利用する事が多くなったのですが、園内はコロナで喫煙所が閉鎖されていたり、元々駅前にも喫煙所がないので困っています。</p> <p>駅前のコンビニで灰皿もなく吸っている方達は多く見ますがルールを守って吸いたいですし、周りの目もあるので町田市の方で町田駅前にある様な喫煙所を南町田駅前に作って下さい。</p>	
42	地球環境問題からも CO2 排出量を減らすことは大賛成です。	
43	「地域で活躍する=地域に密着したコミュニティバス」の運行、大賛成です。	
44	町田市のモノレール事業について、再検討を望む。	
45	芹が谷公園の再開発について、再検討を望む。	

46	町田市国際版画美術館の工房移転を再考して下さい。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
47	工房の記載の無かった事が3か月後に突然移転するという変更により益々大きな不安をいただきました。今、コロナ禍の経済状態の中、同じ質の工房を作ることは難しい状態です。	
48	版画美術館の設立にあたって、資料が残されています。設置意義の中に、「国際版画間は都市のオアシスとして市民に『潤い』と『やすらぎ』の場を提供する『自然環境を一体化』した美術館とする」とあります。	
49	美術館と版画工房は一体化する 版画鑑賞のあと、工房を見学できることは、より深く理解を深めることができます。	
50	パークミュージアムアイデアを集める「町田を面白がる会」に参加しました。KJ法を使った面白がる会の進め方は、目に余るものがありました。	
51	版画美術館周辺の緑を守ってください。新工芸館のために、たくさんの樹木が失われます。助けてください。	

○ 問合せ先

町田市都市づくり部地区街づくり課

〒194-8520 町田市森野2-2-22

電話 042-724-4267 FAX 050-3161-6013